

## 西ノ島町観光施設等魅力アップ事業補助金交付要綱

平成 28 年 6 月 17 日 西ノ島町要綱第 2 1 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、町が観光施設等の設備又は環境整備を行うものに対して経費の一部を助成し、受入施設の充実と観光地の魅力アップを図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、西ノ島町内に事業所を有し、宿泊施設、飲食店、土産物店、輸送事業を営む法人又は個人で、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 他の補助金、助成金を受けていないこと。
- (3) 事業実施後において 5 年間は事業継続することができること。
- (4) 事業実施後において町が行う観光関連行事等に協力すること。

### (補助対象事業及び補助率)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次に掲げるもののほか別表によるものとする。

- (1) 外国人観光客に対応するための外国語表示等に要する経費
  - (2) WI-FI 環境整備に要する経費
  - (3) 施設内のバリアフリー化に要する経費
  - (4) 観光施設内のトイレ設備の改修等に要する経費
  - (5) 観光施設の空調設備の改修等に要する経費
  - (6) 観光施設の冷凍設備の改修等に要する経費
- 2 町長は、前項に規定により補助対象経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することができる。
- 3 前項の規定に基づき算出した額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助金額とする。
- 4 第 1 項第 1 号から第 5 号までの事業は、申請した年度中に事業を完了するものでなければならない。

### (補助金の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観光施設等魅力アップ事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 実施設計書
- (4) 見積書類及び関係書類

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書及び内容を審査し、助成することを適当と認めるときは補助金の交付を決定し、観光施設等魅力アップ事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知する。

(変更の承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更しようとするときは観光施設等魅力アップ事業補助金事業変更申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他参考となる資料

2 町長は、前項の承認申請があったときはその内容を審査し、承認すべきと認めるときは観光施設等魅力アップ事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の打ち切り等)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた申請者が当該補助金を観光施設調達以外に使用したときは、当該申請者に対する補助金の交付を打ち切り、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後速やかに観光施設等魅力アップ事業実績報告書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定をし、観光施設等魅力アップ事業補助金確定通知書(様式第9号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。  
2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、観光施設等魅力アップ事業補助金請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき若しくは町長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第3条第1項第6号に規定する経費については、同日後もなおその効力を有する。

別表

対象事業	補助対象経費及び内容	補助率又は限度額
<p>西ノ島町内で宿泊施設、飲食店、土産物店、輸送事業、等を営む法人又は個人が実施する次の各号に該当する事業</p>	<p>補助事業の実施に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 外国人観光客に対応するための外国語表示に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内表示、パンフレット作成、メニュー作成に伴う翻訳等</li> </ul> <p>(2) WI-FI 機器の導入に関する工事費（負担金を除く。）</p> <p>(3) 施設のバリアフリー化として次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すり、スロープ、補助器具の設点字ブロックの設置、段差解消に要する経費</li> </ul> <p>(4) トイレ改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洋式トイレの設置、暖房便座、ウォシュレット設置による環境改善等</li> </ul> <p>(5) 空調設備に要する改修</p> <p>(6) 冷凍設備の改修等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西ノ島町の特産品を提供するための冷凍ストッカーの設置</li> </ul>	<p>補助対象経費の合計額（消費税額を除く。）の2分の1以内とし、300千円を限度額とする。但しトイレ改修及び空調設備にあつては1ヶ所あたりにつき助成する。</p>